官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　二
〔法規的告示〕
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務一九四）　二
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（経済産業六四）　三
○使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合を定める告示の一部を改正する告示（経済産業・環境四）
○昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を改正する件（国土交通六一七）
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一九五）　三
○司法書士法第三条第二項第一号の研修の指定（法務四四）　四
○カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務一七九）　四
○カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における水質管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件（同一八〇）　四
○タクマウ上水道拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八一）　四
○電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同一八二）　四
○カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク―オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同一八三）　四
○宅地建物取引業法第十六条第三項の規定に基づく登録講習機関の登録の件（国土交通六一八）　四
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同六一九）　四
○宅地建物取引業法第十七条の十の規定に基づく登録講習機関の廃止の件（同六二〇）　四
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の二十四に基づく登録実務講習の廃止の件（同六二一）　四
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を定める件の一部を改正する件（最高裁六）　四
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
最高裁判所　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　五
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八二）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八